教科書採択に関する主な根拠法令等　抜粋

採択の権限

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年６月30日法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

⑥　教科書その他の教材の取り扱いに関すること。

採択の方法等、採択の時期

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年６月30日法律第162号）

（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）

第48条　地方自治法第245条の４第１項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

２　前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

②　学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号）

（都道府県の教育委員会の任務）

第10条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第11条　都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

２　選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

３　選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（教科用図書の採択）

第13条　都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに１種の教科用図書につい

て行うものとする。
２　都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに１種の教科用図書について行なうものとする。
６　第１項から第３項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第６条第１項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第９条に規定する教科用図書については、この限りでない。
（同一教科用図書を採択する期間）
第14条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。
（採択した教科用図書の種類等の公表）
第15条　市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。
（指定都市に関する特例）
第16条　指定都市（地方自治法（昭和22年法律　第67号）第252条の19第１項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第12条第１項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。
２　指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに１種の教科用図書を採択する。
３　第13条第３項及び第６項の規定は、前項の採択について準用する。
（政令への委任）
第17条　この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年２月３日政令第14号）

（教科用図書選定審議会の設置期間）
第７条　教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は４月１日から８月31日までとする。
（選定審議会の所掌事務）

第８条　選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

①　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

②　都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

第９条　選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第１号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね３分の１になるようにしなければならない。

①　義務教育諸学校の校長及び教員

②　都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

③　教育に関し学識経験を有する者

２　教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

（教育委員会規則への委任）

第10条　前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

（採択の時期）

第14条　義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の８月31日までに行わなければならない。

２　９月１日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第15条　法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第９条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、４年とする。

２　採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科書を採択することができる。

３　前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第１項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

●教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年７月10日法律第132号）

第４条　発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第５条　都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

２　教科書展示会に関しては、文部科学省令をもってその基準を定める。

第６条　文部科学大臣は、第４条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第18条第１項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

２　都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第２条第１項に規定する学校に、配布するものとする。

３　発行者は、第４条によって届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

教科書の使用

●学校教育法（昭和22年３月31日法律第26号）

第34条　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

２　前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

３　第１項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第８条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

第49条　30条第２項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第２項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第１項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第62条　第30条第２項、第31条、第34条、第37条第４項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第１項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

第70条　第30条第２項、第31条、第34条、第37条第４項から第17項まで及び第19項、第42条から第44条まで、第59条並びに第60条第４項及び第６項の規定は中等教育学校に、第53条から第55条まで、第58条及び第61条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第30条第２項中「前項」とあるのは「第64条」と、第31条中「前条第１項」とあるのは「第64条」と読み替えるものとする。

２　前項において準用する第53条又は第54条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第65条の規定にかか

わらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、６年以上とする。この場合において、第66条中「後期３年の後期課程」とあるのは、「後期３年以上の後期課程」とする。

第82条　第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、第84条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

附則第９条　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第１項（第49条、第62条、第70条第１項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第１項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

北海道教科用図書選定審議会

●北海道教科用図書選定審議会規則（昭和39年４月28日教育委員会規則第11号）

北海道教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第11条の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

（会長及び副会長）

第１条　北海道教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第２条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（調査員）

第３条　審議会に別に定める数の調査員を置く。ただし、必要のない年においては、この限りでない。

２　調査員は、学校教育に関し専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

３　調査員は、会長の命を受け、教科用図書の専門的な調査研究に従事する。

４　調査員は、非常勤とする。

（会長への委任）

第４条　この教育委員会規則に定めるもののほかか、審議会の運営に関し必要

な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

●北海道教科用図書選定審議会委員定数条例（昭和39年４月１日条例第24号）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づく北海道教科用図書選定審議会の委員の定数は、20人とする。

附則

この条例は、昭和39年４月１日から施行する。

●北海道教科用図書選定審議会委員の選任区分ごとの定数（昭和40年３月16日教育委員会決定）

北海道教科用図書選定審議会の委員（以下「委員」という。）の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号。以下「政令」という。）第９条第１項に規定する区分ごとの定数は、次のとおりとする。

１　政令第９条第１項に規定する区分ごとの定数

(1)政令第９条第１項第１号に掲げる者のうちから任命する委員（以下「第１号委員」という。）の数　７人

(2)同条同項第２号に掲げる者のうちから任命する委員（以下「第２号委員」という。）の数　７人

(3)同条同項第3号に掲げる者のうちから任命する委員（以下「第３号委員」という。）の数　６人

２　第１号委員、第２号委員および第３号委員の数の内訳

(1) 第１号委員

ア　校長のうちから任命する委員の数　２人

イ　教員のうちから任命する委員の数　５人

(2) 第２号委員

ア　北海道教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員のうちから任命する委員の数　２人

イ　市町村教育委員会の委員、教育長および事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員のうちから任命する委員の数　５人

(3) 第３号委員

ア　北海道内の大学の学長および教員のうちから任命する委員の数　２人

イ　その他学識経験者のうちから任命する委員の数　４人

文部科学省通知

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の施行にともなう事務処理について（昭和39年２月14日文初教第96号文部省初等中等教育局長通知）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同施行令および同施行規則の施行にともなう教科用図書の無償措置の実施については、昭和39年２月14日付け文初教第95号による事務次官通達のとおりでありますが、今後の事務処理の細部については、さらに下記事項にじゅうぶん留意のうえ、遺漏のないよう処理願います。

Ⅱ　採択に関する事項

1　都道府県教育委員会の行なう指導、助言、援助

(1) 市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の教育委員会等採択を行なう者は法第13条の規定により都道府県の教育委員会の行なう指導、助言または援助により種目ごとに特定の教科用図書を採択することになるのであるが、この指導助言等は教科用図書を採択するにあたっての参考資料となる内容をもつこと、およびその方法は文書等により採択を行なうものにじゅうぶん周知するように配慮しなければならないものであること。

(2) 都道府県の教育委員会が、市町村の教育委員会等の採択を行なう者に対し行なう指導、助言または援助の内容はおおむね次のようなものであること。

(ｲ) 市町村の教育委員会等の行なう採択の基準を作成し、提示すること。

(ﾛ) 教科用図書の研究成果等にもとづき市町村の教育委員会等が採択するにあたって参考となる適切な資料を作成し提供すること。

(ﾊ) 市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法について指導、助言を与えること。

(ﾆ) 市町村の教育委員会の協議が調わない場合適切な指導を行なうこと。

(ﾎ) 採択の公正確保のための指導を行なうこと。

2　選定審議会

(1) 令第10条第２項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」とは、特定の教科用図書が採択されることにより直接に利益または損害を受ける者であり、たとえば次に掲げる者をいうこと。

(ｲ) 発行者の役員および従業員ならびにこれらの配偶者および3親等内の親族

(ﾛ) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者

(ﾊ) 教科用図書および教師用指導書の著作者（事実上、著作に参加し、または協力した者を含む。）

(ﾆ) (ﾊ)の著作者が団体である場合は、その団体の役員およびこれに準ずる者

(ﾎ) 教科用図書の供給の事業を行なう者およびその従業員

(2) 選定審議会に教科用図書の調査等専門的事項の調査にあたる調査員を置く場合は、採択の対象となる教科用図書の全般にわたって適切な調査をなしうるに必要な人数を確保するようにすること。